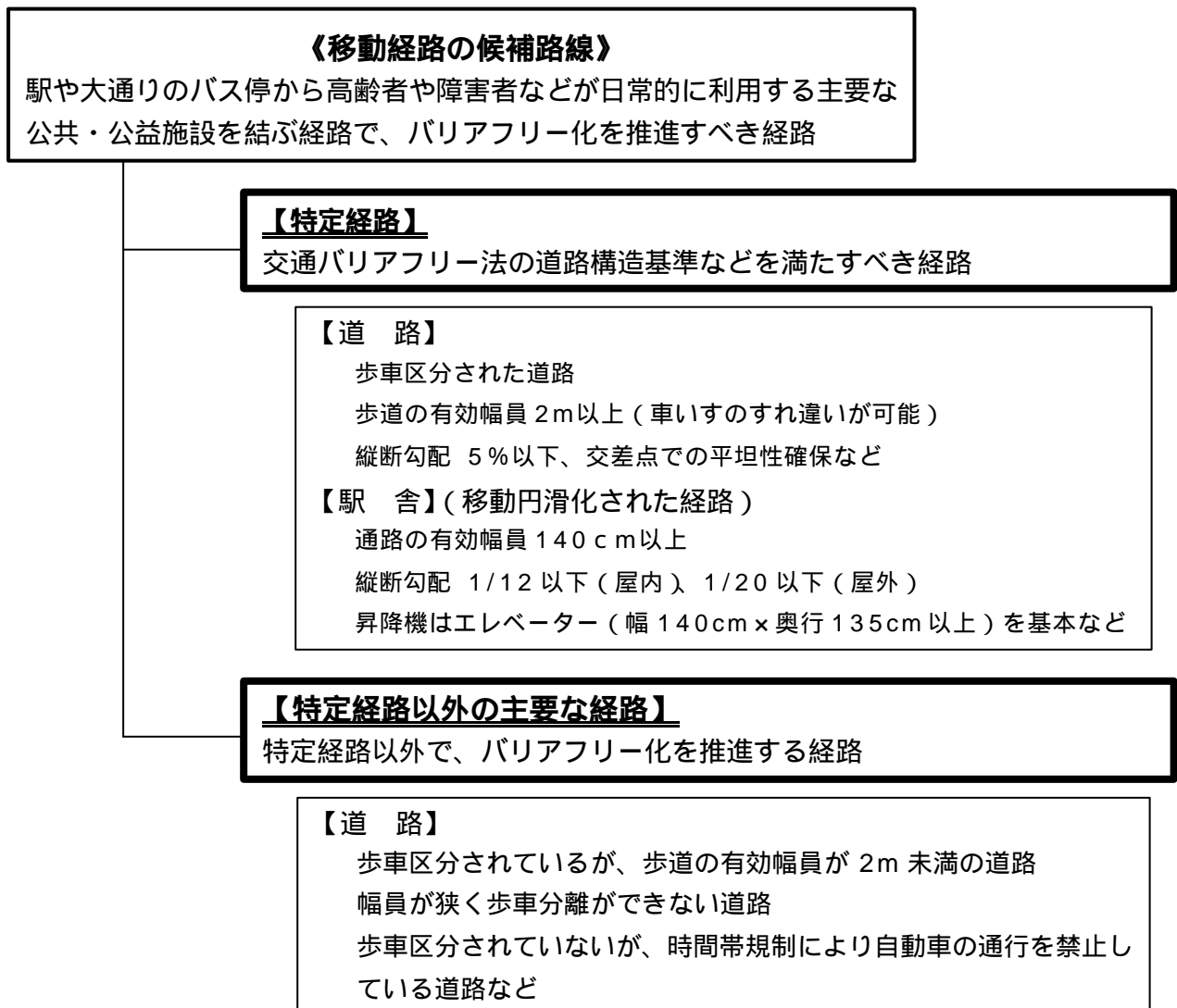


(5)「特定経路」と「特定経路以外の主要な経路」の区分

移動経路の候補路線を「特定経路」と「特定経路以外の主要な経路」の2つに区分しました。

- ・ 移動経路の候補路線は、駅や大通りのバス停から高齢者や障害者などが日常的に利用する主要な公共・公益施設を結ぶ経路で、バリアフリー化を推進すべき経路です。
- ・ 交通バリアフリー法では、「高齢者や身体障害者などの移動円滑化のための必要な道路には、歩道（自転車歩行者道を含む）を設置し、自動車と分離した通行空間を確保する」ものとし、車いす使用者がすれ違えるように歩道の有効幅員を2m以上、縦断勾配は5%以下など、道路に係わる構造基準を定めています。
- ・ この構造基準を踏まえて、移動経路の候補路線のうち、上記の道路構造基準などを満たすべき経路（満たし得る経路）を「特定経路」とし、それ以外の経路を「特定経路以外の主要な経路」として2つに区分しました。

特定経路と特定経路以外の主要な経路の区分



）「特定経路」、「縦断勾配」、「道路構造基準」は、用語の説明（P49～P51）を参照。

「特定経路」と「特定経路以外の主要な経路」の区分

